

第4章 中国

—「次の百年」への最初の年，内外多難の中，食の安全保障と郷村振興を強調—

百崎 賢之

1. はじめに

2021年の中国は、共産党結党百年の記念の年を迎えると同時に、発足9年目を迎えた習近平政権が、22年秋の次期党大会を見据え、長期政権への足固めを確実にすることに意識を集中させ、7月の百年記念行事や、11月の党中央委員会の「党の百年奮闘の重要な成果と歴史的経験に関する中共中央の決議」（第三の歴史決議）等、政権としての成果の内外へのアピールを最優先に、国内的にはリスク回避に徹する姿勢が目立った一年であった。

その一方で、政権の強力な支配力を背景に、プラットフォーム企業や文化産業、ゲーム産業、教育産業、芸能関係等への強い締め付けをはじめ、成長の著しい分野にも新たな制約を課すなど、今後の方向に我が国はじめ海外から懸念が持たれている動きも少なくない。

そして、対外的には、米国の政権が西側各国との協調を重視するバイデン政権に移行したことにより、制裁関税をはじめ、トランプ前政権時の2018年頃から引き続く様々な対立が、今度は欧州や豪州、インド、我が国等との連携により中国と対峙（たいじ）するという新たな様相を示した。これに対し、中国は、香港で共産党中央・政府のコントロールを強め、また、台湾に関し、欧米諸国等との関係強化の動きに神経をとがらせつつ、「二つの中国」を認めない等とし、統一への意識を強くにじませる敵対的な対応を継続し、また、新疆ウイグル自治区等少数民族地域における人権問題でも欧米諸国から厳しい批判を受けるなど、政権自らの強硬な姿勢を背景に国際的な波風が高まった。他方で、習近平政権は、政権発足時から高く掲げる一帯一路構想等を背景に、対外投資や、新型コロナワクチンの提供をはじめとする様々な支援・協力等により、ロシアとの関係強化をはじめ、中央アジア、ASEAN各国や、アフリカ地域等に対し、自らの貢献、友好姿勢を強くアピールし、孤立化を回避して世界の大国としての地位強化を目指すべく、様々なアプローチを行っている。

2022年は、2月の北京冬季五輪後も、秋の共産党大会を見据えて、こうした内外の動きが強まる（国内的には、新たなリスク発生はできる限り回避の方向。）ものとみられる。

2021年3月の全国人民代表大会では、2025年までを計画期間とする「国民経済・社会発展第14次五か年規画」が決定されたが、習近平政権の長期化を意識し、2035年までの「遠景」（長期ビジョン）がこれとセットで示され、「二つの百年」、すなわち「共産党百年」（1921⇒2021）と「中華人民共和国建国百年」（1949⇒2049）の中間年である2035年までを見通すものとするとともに、長期政権化を強くにじませたものとなっている。

本レポートでは、まず、2.として2021年の共産党中央・国務院「一号文件」と「国民経済と社会発展に関する第14次五か年規画及び2035年長期ビジョン」（以下、「第14次五か年規画」という。）の食糧供給と「三農」（農業・農村・農民）に関する記述について概観する。次に、3.として2021年の農業生産と穀物等の輸入、最近の食糧自給率、豚肉生産、2025年に向けた農業生産の目標について分析する。さらに、4.として「食の安全保障」をめぐる政策の変化を分析するとともに、2021年4月に成立した「反食品浪費法」等に関連する動きについても概説する。最後に、5.として、2020年の「貧困撲滅」から引き続き、2021年に大きく浮上した政治・社会の潮流「共同富裕」にも関連する郷村（農村）振興の動きについて、同年4月に制定された「郷村振興法」の内容等を概説することとした。

2. 2021年の「三農」（農業・農村・農民）をめぐる全般的政策動向 ―「一号文件」と「第14次五か年規画」―

（1）2021年一号文件 ～「全面的小康社会達成」の後を受けて～

中国共産党中央・国務院の2021年一号文件（その年最初の発出文件。最重要課題であることを示す。）は、「郷村振興の全面推進による農業農村現代化の加速に関する意見」と題され、18年連続で「三農」に関するものとなった。2020年が「全面的に小康社会を打ち立てる」とする目標の期限とされ、「貧困脱却という難関突破の戦いに円満に勝利して終局させ、農村が（都市と）歩調を合わせて全面的な小康社会を達成する年」と位置付けられ、2021年はこれが目標どおり達成した次の年であることから、「第二の百年」に向けた新たな奮闘のスタートを切る最初の5年である「第14次五か年規画」期の最初の年として位置付けられており、そして新たな対策は、「貧困脱却」後の後継対策として位置付けられている。

1）郷村の振興、貧困対策の後継対策

「第14次五か年規画」期（2021-2025年）の最初の年に当たり、「民族が「復興」するためには、郷村の振興が不可欠」で、「社会主義現代化国家の全面的な建設」「中華民族の偉大な復興」の実現に向けての最も困難が大きく重大・複雑な任務は、依然として農村に存在し、各種のリスクに向かうための「基本的な支え」は引き続き「三農」にあるとし、「農業農村の弱点の補正」、都市との格差の問題を引き続き意識しつつ、新たな切り口として、「都市と郷村の協調発展を推進し、都市と郷村の経済を循環させる」との方向が提起された。

その上前年に達成した「貧困脱却」の成果を強固にしていくことが今後の郷村振興であるとし、5年間の「接続過渡期」を設定して貧困脱却県を引き続きケアしていくこととし、この間、従来どおりの「資源集中型貧困脱却扶助政策」から始めて、少しずつ改善調整し、「全面的な郷村振興」へと、政策の隙間や空白なく平穩に移行させるとしている⁽¹⁾。

そして、その次の段階で、貧困脱却地区の本格的な郷村振興を推進するとしている⁽²⁾。

2) 農業の現代化推進の加速

①食糧と重要農産品の供給保障能力の向上, ②種子業の後れを取り戻す, ③1.2 億 ha の耕地レッドラインの断固死守, ④現代農業科学技術と物的装備によるサポートの強化, ⑤現代的鄉村産業体系の構築, ⑥農業の緑色発展の推進, ⑦現代農業経営体系の推進の7項目が掲げられている。このうち, ①, ②, ⑥について, 以下に概説する。

(i) 食糧と重要農産品の供給保障能力の向上

「食糧と重要農産品の供給保障」能力向上が改めて強調されている。各レベルの党委員会・地方政府が, 食糧安全保障に係る党・政治の共同責任を実行するとし, 重要農産品の保障戦略を深く掘り下げ実施し, 「食糧安全保障に係る省長責任制」と「副食品に係る市長責任制」を十分果たし, 食糧・綿・油・砂糖・肉等の供給の安定を確保するとしている。

その上で, ア. 5年間に, 各省が食糧播種面積を安定させ, 単収水準を向上, イ. 食糧生産機能区と重要農産品生産保護区の建設を強化, ウ. 「国家食糧安全産業ベルト地帯」を建設, エ. 食糧栽培農民への補助金を安定させ, 食糧栽培により合理的な収益を確保, オ. コメと小麦の最低買入価格政策を堅持し, トウモロコシ・大豆の生産者補助政策を完備, カ. 青刈りトウモロコシ等良質粗飼料を奨励発展させるとともに, 大豆生産を安定, キ. 油菜や落花生等の食用油原料作物を発展, ク. 主要食糧生産県に対する支持政策体系を完備, ケ. コメ・小麦・トウモロコシの三大食糧作物の完全コスト保険と収入保険の試験実施の範囲を拡大し, 主要食糧生産県の保険料補助の負担を引下げ, コ. 優良品質食糧プロジェクトを深く推進(4.(2)2)参照)等を列記している。また, 「養殖業」(畜産・水産)の新たな体系の構築を加速し, 養豚の基礎的生産能力を保護し, 養豚産業の秩序ある発展の長期的メカニズムを万全にし, 牛羊肉生産と酪農にも注力する等としている。

さらに, 農産物貿易態勢を改善し, 農産品輸入多元化戦略を実施し, 企業をグローバル農産品供給チェーンに組み入れること, 密輸取締りに力を入れること, 水際検疫と外来侵入動植物種に対する防止抑制を強化すること, 食糧節約活動を展開し, 生産・流通・加工・貯蔵・消費の各段階の損耗や浪費を減少させることにも触れている(4.(1)・(3)参照)。

(ii) 種子業の後れを取り戻す(種子対策及び畜産・水産品種遺伝資源対策)

2020年12月の唐仁健・現農業農村部長就任以降, 最も重視している新たな政策が「種子業」の充実で, これは, 耕種作物品種だけでなく, 畜産・水産品種・遺伝資源も含んでいる。

具体的には, 農業現代化の基礎となる「種子」の強化に向けて, ア. 品種資源の保護開発利用強化の面で, 農作物品種資源・家畜家さん遺伝資源再調査を急ぎ, 国家作物・家畜家さん・海洋漁業生物品種・遺伝資源バンクの建設プロジェクトを強化, イ. 育種基礎研究と重点育種プロジェクトについては, 長期安定的な財政支持を実行, 「農業生物育種重大科学技術プロジェクト」の実施を加速, 農作物と家畜家さんの優良品種育成「攻略」を共同して深く掘り下げて実施, 家畜家さん遺伝改良計画と現代種子産業レベルアッププロジェクトを新たなシリーズとして実施, ウ. 生物育種の産業向けの応用の推進の面では, 育種分野の知

的財産権の保護を強化、種子産業のリーダー企業が商業化育種体系を樹立・完備するよう支援、南方（温暖）地域に「種子のシリコンバレー」を急ぎ建設、種子生産基地と良質品種繁殖育成体系の建設を強化、重大品種研究開発と普及後における補助政策を検討するとし、（全体として）育種・繁殖・普及が一体化した発展を促進するとしている^③。

さらに、種子産業振興の面では、2021年7月に、習近平共産党総書記直属の「中央全面深化改革深化委員会」で、「種子産業振興活動方案」^④を決定したほか、同年8月に、国家発展改革委員会と農業農村部の連名で発出した「「十四五」現代種子産業レベルアッププロジェクト建設規画」^⑤で、上記の内容の具体化を図った。

なお、上記の「活動方案」では、目標とする任務として、ア．品種資源の保護利用の全面強化（ジーンバンクの創設など）、イ．種子産業の革新攻略の推進に注力（国が統率する新シリーズの家畜家きん遺伝改良計画実施など）、ウ．優位性のある種子産業企業の発展を支持（金融支援等）、エ．種子産業基地の建設（海南省の「南方育種基地」（シリコンバレー）、甘粛省のトウモロコシ基地、四川省の水稲基地、黒龍江省の大豆基地を推進。豚、乳牛、肉牛、肉羊、採卵鶏、肉用鶏、水禽に重点を置いて、一連の国立中核育種場を建設、国レベルの水産種苗繁殖育成基地の建設を支援等。）、オ．ブランド侵害など違法行為の厳重取締りを挙げている。

さらに、2021年12月、全国人民代表大会常務委員会で、種子法の改正を決定し、品種資源の保護に対する国の役割の強化や、植物新品種権の保護の強化等を図っている。

（iii）農業の緑色発展の推進

「農業の緑色発展の推進」として、土壤保護型耕作モデルの普及や、耕地の休耕輪作制度を確立、化学肥料・農薬減量増効化、農作物の病虫害の「グリーン防除」製品・技術を普及するほか、家畜・家きんのふん尿の資源化利用を強化するとしている。

3）郷村建設活動の強力な実施

郷村建設活動の内容としては、①村落規画編成業務の速やかな推進、②郷村公共インフラ建設の強化、③農村居住環境整備向上五か年活動の実施、④農村基本公共サービス水準の向上、⑤農村消費の全面的推進、⑥県域内の都市郷村の融合発展の加速、⑦農業農村優先発展への投入保障の強化、⑧農村改革の徹底推進の8項目を掲げている。

（2）第14次五か年規画

1）多角的な「安全保障」を特記、その中に「食糧安全保障」を位置付け（第十五篇）

2021年3月の全国人民代表大会で決定した「第14次五か年規画」では、「発展と安全を統一的に計画・按配し、更に高水準の平安中国を建設する」として、安全保障に関する事項を一まとまりで記述するという新たなスタイルを採り、「国家安全体系」（第52章）、「公共の安全」（安全な生産体制、厳格な食品・薬品安全管理監督、生物安全リスクのコントロール、防災減災に関する体系）（第54章）、「社会の安定と安全」（社会的な対立紛争の処理と

治安のコントロール) (第55章) とともに、「国家経済の安全保障」(第53章) を配置した。

そして、「国家経済の安全保障」の内容として、「エネルギー資源の安全戦略」、「金融安全戦略」と並列しつつ、筆頭に「食糧安全保障戦略の実施」が位置付けている。このため、「食糧安全保障戦略」は、他の農業生産関連項目(第七篇)とは別に配置している。

「戦略」の最大の柱は、引き続き「食用食糧の絶対安全保障＝完全自給」と「穀物の基本自給」だが、新たに、三点目に(「食糧」安全保障という政策枠組みは変えずに)「重要農業副産品の供給充足」を加えている(具体策としては「市長が責任を持つ体制の強化」)。

また、これまでは言及のなかった「農産品買入・備蓄制度の改革」、特に「国の備蓄食糧管理体制の改革・整備」について提起するとともに、食糧の生産・貯蔵・運送・加工の各段階での損耗の減少や、「食糧節約運動」の展開にも言及している。さらに、輸入管理の整備、輸入源多元化、国際大穀物商と農業企業集団の育成も掲げている(4. 参照)。

近年、政策課題とされながら実現していない「食糧安全保障法制定」も改めて提示した。

なお、「経済安全保障」に係るプロジェクトとして、石油・ガス資源、電力安全保障、鉱物資源、原子力等と並列させる形で、「食糧備蓄施設」(高標準食糧倉庫の建設、食糧「グリーン」(=環境配慮)貯蔵向上プロジェクト、大型食糧物流センター・産業団地、緊急時に分配・流通する能力の向上)が入っており、党・政府の食糧重視意識の高さが窺われる。

2) 「郷村振興」を正面から位置付け、「農業農村の優先発展」としてまとめる(第七篇)

第13次五か年計画(2016~2020)中の「農業現代化の推進」と「新型都市化の推進」の一部(その中の「都市・郷村の協調ある発展」のうち「美しく住みよい郷村建設の加速化」)を統合し、第七篇「農業農村の優先的な発展の堅持、全面的な郷村振興の推進」として、農業と農村の課題を集約し、農業生産(第23章「農業の質と効果・利益の向上」: 農業の総合的な生産能力の増強、農業構造調整の深化、郷村経済業態を豊かにすること)、農村振興(第24章「郷村建設活動の実施」: 郷村建設の規画指導力の強化、郷村のインフラと公共サービス水準の向上、農村居住環境の改善)、農業農村の土地や制度(第25章「都市と郷村の融合発展体制メカニズムの整備」: 農業農村改革の深化(土地請負制度、集団所有財産制度等)、農業農村の発展要素の保障強化(財政投入、農業補助、用地補償、金融サービス等))の三章を配置し、さらに「一号文件」(2. (1) 参照)と同様、貧困脱却を郷村の振興に発展させること(第26章「貧困脱却攻略の成果の郷村振興への効果的な接続を強固に展開することの実現」: 貧困脱却の成果の強固なレベルアップ、貧困脱却地域の総体的な発展水準の向上)を加えている。

3) 重要な「現代農業農村建設プロジェクト」を具体的に特記(第七篇「専門コラム」)

2) で説明した第七篇全体の記述とは別に、高標準農田の整備、種子産業、農業機械化など、特に重要な農業農村建設プロジェクトについて、コラム形式で8項目を特記し、農業農村分野の「目玉商品」としてアピールしている(第1表)。

第1表 「第十四次五か年計画」に特記された「八つの現代農業農村建設プロジェクト」

① 高標準農田	新たに高標準農田 1,830 万 ha を整備、そのうち、新設・増設する高効率節水かんがい面積 400 万 ha。東北地区で 930 万 ha の黒土土壌保護型耕作を実施。
② 現代種子産業	国立農作物品種資源長期保存庫、品種資源中期貯蔵圃場の建設。海南・甘粛・四川各省の国家級種子育成製造基地の水準の向上。国家家畜家さん・水産物品種質資源庫、品種保存場（地区）、遺伝子保存庫の新設、改増設。国家級家畜家さん中核育種場の建設。
③ 農業機械化	300 県の農作物生産全過程機械化モデル県を創設。300 県の施設農業・大規模畜産全過程機械化モデル県の設置。農業機械による深耕整地と、丘陵山間地区農田の機械化を容易にする改造を推進。
④ 動物防疫と農作物病虫害防除	動物疫病国家参考実験室と病原学監視測定区域センターの施設状況を向上。畜産地域動物防疫専用施設と末端レベル動物ワクチン冷蔵施設の改善。動物防疫指定通行ルートと病死動物無害化処理場の建設。農作物病虫害状況監視測定センター、病虫害緊急防除センター、農業リスク監視コントロールセンターをクラス別に建設。森林草原病虫害防除センターの建設。
⑤ 農業面源汚染の改修	長江、黄河等の重点流域の環境脆弱区域に 200 県の農業面源汚染総合回収モデル県を設置。家畜家さん飼養ふん尿・汚物の資源化利用を継続的に推進。水産養殖主産地区で養殖後排水の処理を推進。
⑥ 農産品コールドチェーン物流施設	全国レベル 30 か所、地域レベル 70 か所の農産品中核コールドチェーン物流基地を建設。産地市場貯蔵・鮮度保持施設のレベルアップ。家畜家さんのと殺処理加工場・コールドチェーン貯蔵・運送をセットにした施設の改造。
⑦ 郷村インフラ	地域の状況に応じた自然村間舗装路の推進。村民小組間連接道と村内道路の建設の強化。農村水源保護・供水保障プロジェクト建設の推進。農村電力網のレベルアップ改造、農村ブロードバンドネットワーク水準の向上。インフラ運営管理保護の強化。
⑧ 農村居住環境改善向上	経済未発達地区や、高海拔・寒冷・水資源不足地区の農村トイレ改修を順次推進。600 県の全県域居住環境改修を支援。農村生活ごみ・汚水処理施設の建設。

資料：中華人民共和國国民経済及び社会発展第 14 次五か年計画並びに 2035 年長期ビジョン目標綱要第七篇コラム 10 「現代農業農村建設工程」に基づき、筆者が整理。

3. 中国の農業生産・食糧貿易動向

（1）2021 年の農業生産・輸入の動向

1) 2021 年の食糧生産統計データ（国家統計局（2021））

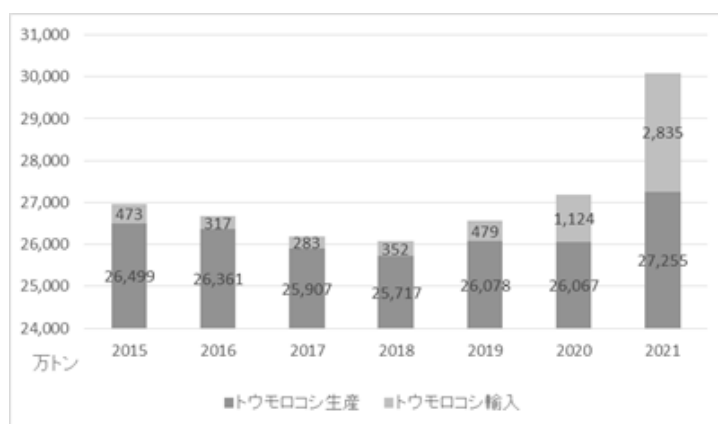
2021 年の食糧作物生産は、大洪水に度々襲われた 2020 年と異なり、局地的には河南省・山西省等で降雨が続く減産となったが、「全国的に見れば、例年より災害が比較的軽かった」（2021 年 10 月農業農村部）とされ、既に秋口には、「18 年連続の豊作が確実」とされた。国家統計局（2021）によると、全国の食糧作物播種面積が 1 億 1,763 万 ha（前年比 0.7% 増）、総生産量が 6 億 8,285 万トン（2.0% 増、史上最高）、うち穀物全体が 1 億 18 万 ha（2.3% 増）、6 億 3,276 万トン（2.6% 増、史上最高）、コメが 2,992 万 ha（0.5% 減）、2 億 1,284 万トン（0.5% 増、史上最高）、小麦が 2,357 万 ha（0.8% 増）、1 億 3,695 万トン（2.0% 増、史上最高）、トウモロコシが 4,332 万 ha（5.0% 増）、2 億 7,255 万トン（4.6% 増、史上最高）、大豆が 840 万 ha（14.8% 減）、1,640 万トン（16.4% 減）となった。

2) 穀物・大豆の輸入の状況（海関総署（2022））

2021 年のトウモロコシの輸入量は 2,835 万トン（前年（1,124 万トン）の 2.52 倍）となった。トウモロコシについては、2020 年に養豚の回復とともに国内産の不足が顕在化し、

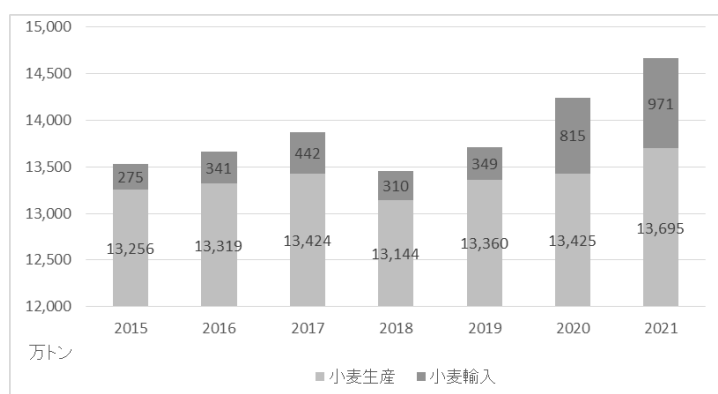
急激な価格高騰と輸入増加（関税割当枠の突破）が発生したことから、その前5年間の生産抑制方向（百崎，2021a:11 参照）を急転換させ、前年の輸入量とほぼ同量の1,188万トンの増産を達成したが、更に大幅の輸入増、前年に続く過去最大の輸入量となった。

また、小麦も、971万トン（前年が815万トン，19.1%増）と、前年に続き過去最大を記録した。なお、コメは492万トン（69.2%増），大豆は9,652万トン（3.8%減）となった。



第1図 トウモロコシの生産と輸入

資料：中国国家统计局（2021），中国海関総署（2022）により，筆者作成。



第2図 小麦の生産と輸入

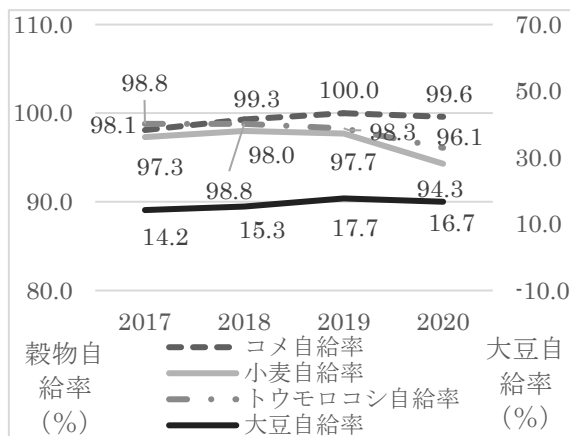
資料：中国国家统计局（2021），中国海関総署（2022）により，筆者作成。

（2）中国の主要穀物と大豆の自給率の動向

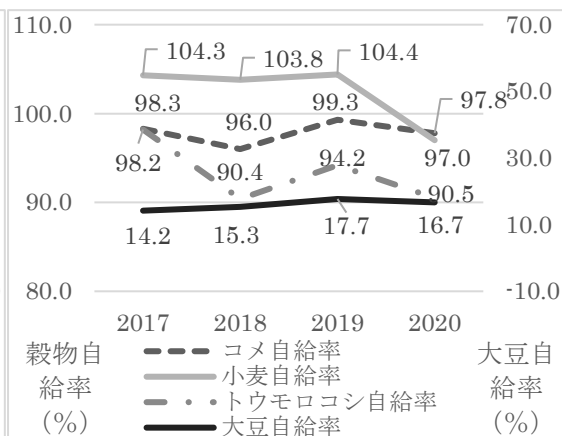
（1）2）のような急激な輸入増加の動向を踏まえれば，中国の食糧と主要農産物の自給率の急激な低下はないのか疑問が生ずる（これまでの関連政策の推移及び自給率の状況及び目標水準は，百崎（2021a）及び百崎（2021b）参照）。ここでは，最近の中国の主要穀物と大豆の自給率の状況について整理しておく（ただし，需要量のデータ公表時期等の関係で2021年の数値は算定できないため，2020年までの状況を整理する）。併せて，中国が用いていると考えられる特徴的な品目別自給率の算出方法についても，簡単に紹介する。

1) 中国の穀物・大豆自給率の状況

我が国の算出方法により中国の2017年から2020年までの「三大穀物」（コメ、小麦、トウモロコシ）及び大豆の自給率を試算すると、第3図のとおりとなる。



第3図 主要穀物と大豆自給率の推移
(日本方式)



第4図 主要穀物と大豆自給率の推移
(中国方式)

資料:中国農業展望報告 2018・2019・2020・2021 のデータをもとに、第3図は我が国の品目別自給率算出方法（品目別自給率＝国内生産量／（国内生産量＋輸入量－輸出量－在庫の増加量）で、第4図は第2表アに示した方法で筆者が算出。

2) 中国の自給率の考え方と近年の状況

一方、中国の農政当局は、第2表のような手法で自給率を算定していると推定される。

そこで、これに基づき、第3図と同じ品目について自給率を算定した結果は、第4図のとおりとなる。

第2表 中国の自給率の考え方について

ア 中国政府の算出する自給率（品目別）は、前期末からの余剰（在庫）増減変化に基づき、	
①	前年末から今年末までの在庫積み増しが発生している場合：自給率＝国内生産量／（国内消費量＋在庫増加量）
②	前年末から今年末までの在庫取り崩しが発生している場合：自給率＝（国内生産量＋在庫減少量）／国内消費量 としているとみられる。
イ 我が国の場合と比較的大きな数字の差異が生ずるのは、生産量が消費量を大きく上回り、輸出もされない場合、我が国の計算方式では、自給率は100%を大きく超えるが、中国方式では、分母が大きくなるため、100%を超えないこととなる。一方、生産量が消費量を下回り、過年度在庫（備蓄）によって消費に充当した場合には、分子が増加することにより、仮に輸入量が小さければ自給率は100%に近づき、逆に、食糧輸入を行いつつ、備蓄の積み増し産の売れ残りのケースもあり得る。）を行った場合、当該年度の本来の消費分は賅うことができたとしても、自給率が低下することとなる。	
これは、備蓄の増加は「消費」に準じ、備蓄の減少は「生産」に準ずるものとして、備蓄食糧を戦略的に扱うことにより、食糧安全保障の確保を重視する考え方に立っているものと考えられる。その反面、国内産の品質や品種構成等のミスマッチで輸入が増大すれば、過剰在庫発生と同時に、自給率も低落し、政府にとってより厳しい状況が生じかねない。	
ウ なお、この場合、戦略的な備蓄の積み増しによっても自給率が低下する結果となることから、公式文書や政府記者会見等における広報宣伝においては、「自給率100%」でなくとも、「基本的に自給を達成している」と表現したり、備蓄積み増しは行っている、その年の消費需要を満たしていれば、「輸入依存度は高まっていない」等、場合によって説明に用いる表現を使い分けている可能性が高いと考えられる。	

資料：農業農村部「中国農業展望報告」2021等の一部品目について個別に公表されている自給率数値から逆算し、筆者が計算方法を推理したものであり、第4図の各数値及び第5図の資料の説明は、筆者がこれに基づき関係数値を各品目・各年度に当てはめ、算出した結果である。

第3図と第4図を比較すると、コメは、ほぼ完全自給が達成されているが、2018～2020年にかけて、備蓄（過年度在庫）を取り崩しているため、第4図の方が数値は高くなる。小麦は、生産が消費を上回っているが、輸入と並行した備蓄の積み増し（又は余剰在庫の発生）のため、第3図より第4図の数値が低くなっている。トウモロコシは、過去に積み上がった大量の在庫の取り崩しにより、飼料等の消費の増加に対応しているため、第3図より第4図の数値が高くなっている。なお、大豆については、備蓄増減以前の問題として、年間消費需要そのものの大半を輸入で賄っている状況のため、両手法でほとんど差異が生じない。

（3）豚肉生産に関する動向 一増産達成に成功も、今度は価格低迷が課題に一

ASF（アフリカ豚熱）の大流行を契機とする2019年半ばからの豚肉大減産は、2020年後半から急速な回復を見せ、2021年6月末には、繁殖母豚の頭数が4,564万頭（2017年末の102%）、飼養頭数が4.39億頭（2017年末の99.4%）まで回復し、「全面回復」に成功した。2021年の年間豚肉生産量は5,296万トンである。これに伴い、前年に439万トンまで増加した豚肉輸入量も、371万トン（62.0%減）まで減少した。

その一方で、2021年2月から、豚肉価格が急激に低落（同年6月には、2月のほぼ半値にまで落ち込み、その後も低下傾向が続き、同年11月になってようやく下げ止まった（農業農村部）^⑥とし、同部では、同年11月時点で通常年より6%多い母豚が合理的水準に戻るのには年明けになるため、その半年後の2022年半ばまでは低水準で推移するであろうと見込むとともに、春節等の需要期を控え、消費拡大を呼び掛けている。

2021年半ばに至り、豚肉価格の低迷が長期化することにより、零細規模の者も多い養豚業にコスト割れ・経営赤字が発生し、せっかく生産力が回復した豚肉生産が再び減産に振れ、あるいは大きな変動を繰り返すことが懸念されるようになったため、同年7月末に国務院常務会議で、「豚の生産能力の安定化・適正価格での供給促進・豚肉の安定供給の保障能力の増強」のための対策が方向付けされた^⑦。

これを受けて、同年8月、農業農村部・国家発展改革委員会・財政部・生態環境部・商務部・銀行保険監督管理委員会は、「豚産業の持続的で健全な発展の促進に関する意見」^⑧を発出し、今後5～10年で「ピッグサイクル」による変動を市場の力を活用して緩和し、豚の生産能力を合理的な水準に保持して生産と市場供給の安定を図る総合方策がスタートした。

具体的には、①政府の長期スパンでの支持政策（金融対策、政策保険の推進、環境管理の適正化）、②ピッグサイクルを緩和する調整制御の仕組みづくり（繁殖母豚の合理的な飼養水準の保持（警報指導と母豚追加・淘汰措置の仕組み）、大規模（500頭以上）養豚場の経営体数の安定保持、省と市の政府の分担による調整制御責任体制の樹立、前年同月比で母豚10%減少又は連続3か月コスト割れの際の臨時救済補助金の交付と利息の補助）、③緊急対応体制の整備（疫病（口蹄疫、CSF（豚熱）等）対策徹底、政府豚肉備蓄による調整体制強化）、④養豚産業の現代化（機械施設の補助等による養豚の大規模化支援、竜頭（リーダー）企業と中小養豚場との連結体制樹立、と畜施設の整備、廃棄物資源化利用の加速化）を図るとされた。

さらに、同年9月、農業農村部は「豚の生産能力の調整制御実施方案（暫定）」⁽⁹⁾を发出し、上記②の繁殖母豚の飼養保持水準を「全国で4,100万頭前後に安定、最低3,700万頭を切らないこと」とし、前年に決定した豚肉供給に関する「省政府「総責任制」・市長責任制」を徹底させた上で、省別に具体的な責任頭数を割り振って、県単位まで各地域に落とし込み、地域別の変動状況を随時チェックし、各地域の状況を「緑、黄、赤」に色分けして、過小・過剰の場合の速やかな是正措置を指示する仕組みづくりや、大規模養豚場の数についても、「全国で13万7千場」と定めた上で、「湖北省12,800、山東省11,700・・・」等と省別の確保責任場数を具体的に指示するなど、詳細なコントロール態勢づくりが図られている。

（4）第14次五か年規画期間（2025年まで）の目標（大豆と油料作物の増産を強調）

2（3）の第14次五か年規画の下での農業農村分野の規画（「“十四五”農業農村現代化推進規画」の名で、2021年11月4日の国务院常務会議で審議決定。）の公表（実際には2022年2月11日）より先行して、その更に分野別細部規画である「“十四五”全国栽培業發展規画」が、2022年1月13日（公的には2021年12月29日付けで）に公表された。

これは、その前期の五か年規画が、トウモロコシの栽培面積縮減等、需要に見合った生産や適地適作等、「構造調整」を志向するものであったのに対し、穀物の安定生産と大豆・油料（食用油原料）作物の増産を基調としつつ、綿花、製糖原料、野菜、果実、茶葉まで、細かく栽培面積と生産数量の目標を指示する極めて計画生産志向の強い内容となっている。

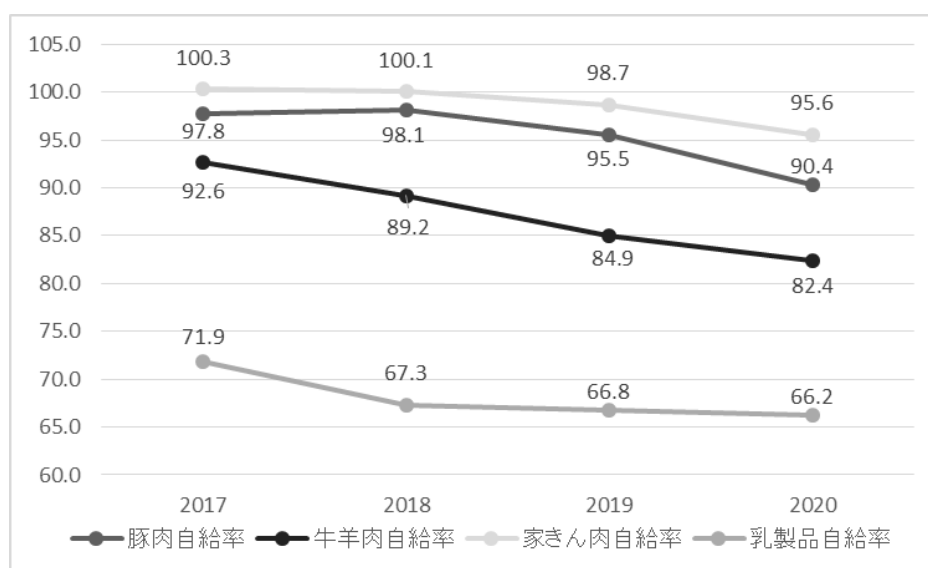
規画基準年は2020年だが、2021年実績（（1）参照）と比較すると、大豆は1,640万トン→2,300万トン（1.4倍）の大幅増産目標だが、トウモロコシは27,255万トン→26,500～27,750万トンの間（＝現状維持）、コメ（21,500万トン）と小麦（14,000万トン）は微増（ほぼ現状維持）となる。油料作物は、従来微増（ほぼ現状維持）前提だったが、突如、菜種が約3割増の900万トン、油料作物全体で1割増の1,100万トンとの大増産の目標とされた。

他方で、（1）でみたとおり、トウモロコシについては、2021年にはかなりの国内生産増産を達成しながらも、輸入量も相当増加した状況にあり、米国への輸入依存度が大豆より高いトウモロコシについては、米中対立も意識するならば、2021年初に農業農村部自身が描いていた「需要増加分を含めて増産し輸入量を減らす」見通し⁽¹⁰⁾の実現は急務であったはずであるが、これが2022年以降に向けては早くも崩された形である。2021年程度の生産量では、輸入量がより増加し、自給率が低下する結果となる可能性が高い。この状況は、大豆や、大部分をカナダからの輸入に依存する菜種をはじめとする油料を「食用食糧」（完全自給）に次ぐ存在と位置付け、飼料用や工業用需要が多いトウモロコシより戦略上重視すべきとの考え方も党・政府の一部には出始めてはいるが、まだ明確な長期的方向付けが見出せていない不透明な現状を反映しているものとも受け取れる。

また、農業農村部自身が「トウモロコシと大豆の土地争いの解消が大課題」と表明し⁽¹¹⁾、そのために「トウモロコシ・大豆の带状複合植付けの普及」を切り札と位置付け、2021年の45万haから2022年に約3倍に増やすことで、耕地利用の節約と地力増進効果等によ

り、両作物を合わせて相当の単収増が期待できるものとしているが、結果が注目される。

なお、トウモロコシの輸入は、関税割当枠を二年連続で大きく突破しているとはいえ、トウモロコシの割当枠を拡大することになれば、党・中央政府としては、今後、トウモロコシのみならず、小麦とコメの関税割当量の拡大、さらには撤廃を求める米国等からの圧力の増大につながりかねないとの懸念があり、食糧安全保障の観点からも、国内農業対策の面からも、トウモロコシの輸入拡大はできる限り避け、「代替品の輸入」（飼料用であれば、トウモロコシに替えて大麦、コーリャン、キャッサバ等）を進める方向（陳，2021b）とされる。ただ、飼料需要者たる畜産関係者等の選択を含め、今後の見通しには注意が必要と考えられる。



第5図 畜産物自給率の推移

資料：中国農業展望報告 2018・2019・2020・2021 のデータをもとに、第3図と同じ方式で、筆者が作成。ただし、農業農村部によれば期末増減がほとんどないとされるため、中国方式（第4図）でも結果は変わらない。

他方、畜産分野についても、「十四五」全国畜牧獣医業発展計画⁽¹²⁾が公表されており、その中で、畜産物の自給率が豚肉約 95%、牛羊肉約 85%、家禽肉が基本的に自給等とされているが、生産量の目標としては、豚肉以外は、2021 年生産量を下回る設定となっており、肉類需要は相当の増加が見込まれる中で、どの程度節約や損耗の抑制を織り込んでいるのか、本音では輸入増も許容するという事なのか、不透明感が残っているといえよう⁽¹³⁾。

4. 中国の「食の安全保障」

（1）「食の安全保障」の広がり輸入戦略の重視

1）食糧安全保障（食の安全保障）における副食品の重視

世界最大の人口大国として、まずは主食としての食糧、穀物が何よりも重要であるとの認識は、変わっておらず、耕地の保全・利用についても、「非農業化」の防止とともに、「非食

糧化」も強く戒めるという基本的方向性は変化がないものの、第14次五か年規画では、「食糧安全保障」の射程に、「重要農業副産品の供給充足」が加わっている（そのための具体的方策としては、「市長が責任を持つ体制の強化」をうたっている）。

この点について、陳錫文・全国人民代表大会農業農村委員会主任は、「小康」（まずまずの生活）水準を実現した今、「食糧安全保障」に到達するだけでは不十分であり、更に大量の副食品（食用油、糖、肉、乳、野菜、果物、水産物等）が必要であるとし、「食物供給安全保障」という新しい概念⁽¹⁴⁾を提唱している（陳、2021a；2021b）。

2）食糧安全保障と輸入源の多元化等

前掲の第14次五か年規画、2021年一号文件においては、食糧安全保障の確保に向けて、「農産物の輸入管理メカニズムの整備、輸入源の多元化、国際大穀物商と農業企業集団の育成」との政策方針を打ち出した。陳（2021a）は、直接的に五か年規画等との関連に言及してはいないが、以下のような整理を行っていることが注目される。

まず現状について、「2020年まで8年連続で食糧総生産量6.3億トンを生産」していても、大豆を中心に食糧輸入量が史上最高、国内食糧総生産量の21%で、レベルアップした食物消費需要には適応できない。世界の半分足らずの人口一人当たり耕地面積0.9haと、世界の一人当たり平均の26%の淡水資源では、食用食糧は自給できても、重要副食品は不足し、輸入量が確実に増えている。国民の食物消費水準の維持に必要な耕地面積は35億ムー（約2.3億ha）だが、確保できる播種面積は25億ムー（約1.7億ha）が限界」とする。

その上で、巨大な中国の人口規模の下で、国内生産に依拠して食物の主要部分を確保するというベースラインを守り続けるため、「穀物の基本自給、食用食糧の絶対安全保障」は貫徹していることを基礎に、経済グローバル化の背景の下で、よりうまく国際農業資源と国際農産品市場を利用すべきとし、そのために重要なこととして、次の三点を提起している。

- ① 習総書記が提起する「人類運命共同体」理念の下、「もし世界の農産品供給総量が増えず、中国の輸入が増加を続ければ、「中国の発展は全世界への脅威」となるので、全世界の食物供給安定のため、中国は、農業面での国際援助や技術・経済協力を強化し、特に資源条件があるのに資金と技術が欠乏する国々の農業生産発展を支援し、主要食物供給水準を向上させる必要がある。中国の食物輸入のニーズを担保するためには、責任ある大国として、世界の食物供給の増加、安定に対して責任を引き受けなければならない。
- ② 一部の重要農産品の輸入先の過度の集中（大豆：ブラジル64%、米国25%で計9割、菜種：カナダ84%、豪州11%で計95%）を改め、輸入先多元化戦略実行の必要がある。
- ③ 農産品（エネルギー、鉱業等も同様）は、一回限りの取引としての売買行為完結でなく、例えば持続的安定的な大豆等の供給のために、買い手側は、売り手側の生産能力向上と市場拡大を助力する必要がある。国際穀物メジャーの対応に学んで、ア．世界の食糧供給地に大規模な現代物流施設（倉庫、ふ頭、専用運送ラインなどの大型インフラ）を整備し、現地農場主が生産出荷体制さえ取れば農産品の販売は確実にとお膳立てをしてその生産拡大を促し、イ．現地農場主に、生産資材の掛け売りを提供し、収穫後の穀物買入れ時に

代金を相殺し、農場側の資金難を解決する（買い手にとって購買予約金の意味も持つ）。

その際、中国はこれまで、国営大穀物商社でも、現地の農民や組合から直接購入せず、穀物メジャーから「再販売糧」を大量に買い、「肥らせ、養っている」が、今後、その国際食糧供給源支配を打破し、輸入先の農場主等と、ウィンウィンの利益共同体関係を築き、より有利な価格で直接食糧源を獲得すべき、特に、大豆は、輸入先国現地に搾油施設を設置し、現地の就業と地元経済、政府税収に貢献し、安定供給環境を整えよとする。

なお、このほかに、陳（2021a）は、2020年の肉類の輸入が全体で約1千万トン近くに達している（うち豚肉が440万トン、牛肉が210万トン）が、輸入飼料で国内畜産を続けるべきか、それとも思い切って畜産業の生産能力を一部分国外に移して、肉類の直接輸入に切り替えるかについても、需要側・供給側双方のウィンウィンを実現するため、真剣に考慮しなければならないのではないかと指摘している。この点は、2020年に中国は政府として畜産物自給目標（豚肉95%、牛羊肉85%等）を打ち出しており⁽¹⁵⁾、農業農村部が2021年12月14日に公表した「第14次五か年規画」期間（2021-2025）における畜産分野の細部規画「“十四五”全国畜牧獸医行業發展規画」において5年間の政策目標として再度提示されていることから、現時点では「自給派」がリードしているとみるべきであるが、党・政府内部では、相当議論が分かれていることをうかがわせるところがある。

3) 食糧産業の強化と「国際大穀物商」（中国版穀物メジャー）等の育成

- (i) 2) のような情勢判断から、第14次五か年規画等では、「農産物の輸入管理メカニズムの整備」の必要性を指摘し、そうした行動をとる能力のある存在として「国際大穀物商（中国版穀物メジャー）の育成」、「農業企業集団の育成」を新たな課題として設定している。

この点に関し、趙ら（2021：108-116）は、食糧安全保障を担保する食糧産業（ここでは、食糧の生産、加工、貯蔵、流通、消費の全体をカバーする概念）の国際的な観点からの「競争力」を確保する必要があるとし、五つの条件、①国内市場の供給総量が十分で、海外の農業資源の利用能力も向上させること、②国内供給の質と品種構成が市場需要に適合していること、③国内産、輸入を通じた国内流通ルートが競争力を持つこと、④産業チェーンと食糧企業が情報、技術等の面で国際競争力を持つこと、⑤国際食糧市場における（中国の）地位が強く、食糧を武器として使用し覇権を得ようとする西側諸国の戦略を撃破できること（そのためには、国際的なルールづくりに参画、改変できることが必要）が整っていることが必要とする。

- (ii) その上で、①では生産力と備蓄能力（倉庫のキャパシティ＝計9.1億トン分）と備蓄確保状況（小麦、コメ等は1年以上確保。消費地で6か月分、産地で3か月分の市場供給力を担保など）、海外との関係では、60以上の国・国際組織との間で120以上のバイ・マルチの協定に署名しており、習近平政権の下で現在進められている「一帯一路」の推進も大きな力となるとしている。

②では、大量の輸入を行っている中で、とうもろこしが過剰から不足に転じたこと、大豆は輸入依存が続いていること、食糧の損耗が増加傾向にあること等の懸念を指摘している。

③では、食糧物流業が急速に発展していること、海外との関係では、国際穀物商として世界最大の資産を有する中糧集団（COFCO）が世界主要食糧生産地・販売地との間に流通チャンネルを持ち、世界の需給を均衡させる重要な力を有するとともに、主要穀物メジャーとの合併事業を進め、ジュネーブに国際貿易会社を立ち上げたこと等を指摘している。

④では、一帯一路戦略の実施の中で、中糧集団等の食糧企業が、国外に進出し、貿易と投資の一体化戦略を採用し、生産、加工、貿易等を合わせた一体的産業チェーンを構築し、各国ごとの、資源や労働力の状況に応じ優位性のある産業チェーンを打ち立てていること（中糧集団は、140以上の国・地域の重要物流結節点と貿易流通ルートを抑え、小麦・トウモロコシ等の資源配置に対応）が好材料であるとしている。

⑤では、WTO,FAO,UPOV,OIE等の国際機関の行う基準策定など、国際規則制定への積極的参画を挙げている。

(iii) そして、現状の問題として、③、④に関し、中糧集団等の食糧企業により海外における一体的産業チェーンの構築は達成されているとしながらも、「中国の食糧輸入数量が高止まりしている一方、国際的な食糧供給基地の状況は非常に不安定」⁽¹⁶⁾であるとし、特に、「大豆、トウモロコシ、小麦の輸入の面では、全面的に米国に依存している」が、その米国が、「まさしく、近年、中国との貿易摩擦が最も多く、将来の地政学上の利益争いの中で、貿易制裁、食糧供給停止等の悪辣な手段で中国に圧力を加えてくる可能性が非常に高いので、国際食糧供給源の不安定性は、中国の食糧輸入安全の全体的な構造に影響を与えてくるに違いない」との相当に強烈な不信感と危機感を露わにしている。

(iv) こうした中で、世界の流通を含む産業チェーンを構築していく上では、国際四大食糧（穀物）メジャーのように、買入れ、国内運輸、国際輸出等の業務を統一的に案配し、国際運輸も産業チェーン全体の一環に位置付け、集団化の一体化した運用を行うようになったときに、初めて食糧貿易の高効率な運用が実現できるのであるが、中国の企業の現状をみると、国際的な多国籍食糧企業と比較して、中国への食糧輸入に向けた国際食糧物流基地建設は不完全であり、中国の国際食糧取引業者は、全産業チェーンを差配する能力をもっとレベルアップさせることが求められると指摘している。

この場合、産業チェーンの中核主力となるべき企業について、中国の食糧分野のリーダー企業の市場規模は小さく、国際企業の「国際化」のレベルは高くはないとし、食糧産業界の技術革新、研究開発への投入増加、人材育成の必要性を指摘しつつも、当面の課題としては、食糧メジャーに太刀打ちできるグローバルバリューチェーンにおけるハイエンドの地位の確立のため、①中糧集団を中心とした企業間の連携により一まとまりの総合的な産業チェーンをなす「国際食糧業者国家隊」を構築し、食糧の集荷貯蔵、加工、取引、販売等に一体となって取り組む体制を作るほか、②2、3の大型民営食糧企業を優先的に選出し、「国際食糧業者民営主力軍」も育成し、さらに③流通企業の海外進出も促すべし

としている。

- (v) 第14次五か年規画期間において、直ちにここまで遠大なプランを完結させる意図まではないとしても、少なくとも、繰り返し表明される「国際大穀物商と農業企業集団の育成」が、こうした中国版穀物メジャーと、産業チェーンを差配する企業集団の成長を目指す長期戦略に立ったものであることは間違いない。

4) 「農業の海外進出」のターゲットの変化

2000年代の初め、「走出去」⁽¹⁷⁾戦略の名の下に農業の海外進出が進められたが、当時の中国は、トウモロコシや小麦の純輸出国⁽¹⁸⁾であったこともあり、「中国国内への輸入のための海外進出」は意識されず、投資規模は急速に拡大したが、現在の目から見ると、その多くが「農作物栽培という産業チェーンの最末端部分に位置して」(趙ら, 2021) おり、「全産業チェーン」の意識と能力に欠け、穀物メジャーに太刀打ちできるレベルに達しておらず、企業の発展目標と国の食糧安全目標のつながりが浅いため、中国の食糧安全保障戦略に適合したものとなっていなかったとされる。他方、今後の海外進出戦略として、「海外で耕地を占有し、中国国内の土地資源の不足を補う」という観点については、アフリカ等で「新植民地主義」の助長との批判や偏見を受けることを恐れている面も強いとされる⁽¹⁹⁾。

このため、韓ら(2020: 480-481)は、中国農業の今後の海外進出の戦略方向について、

- ① 海外の農業資源を利用し、中国国内で不足している品種の輸入品に対するコントロール能力を強化する(油糧種子、トウモロコシ、砂糖など)。すなわち、国際市場と海外資源を十分に利用し、海外農業の資源を開発するイニシアティブを獲得し、世界の農業産業チェーンへの影響力を高めることにより、単純な農産物の輸入リスクをコントロールし、海外の農業資源の輸入の安定性と自主性を保障する。
- ② 世界農業市場の競争に参加し、中国の農業企業の国際競争力を向上させる。すなわち、中国の農業企業は、グローバル経営と管理能力が不足し、中糧集団でも販売収入はカーギル社のわずか21%であり、グリーンフィールド投資(投資先国に法人設立)と多国籍企業の買収などを進め、中国の企業が穀物メジャーとなることで、多国籍企業の独占を打破し、中国のグローバル市場への参入能力を向上させる。
- ③ 農業技術の輸出を拡大し、発展途上国の食糧生産能力を高める。すなわち、中国の農業技術の優位性は明らかで、これは中国の重要な外交資源なので、海外投資を拡大し、中国農業の技術輸出を促し、ホスト国での農業技術の試験・モデル・トレーニングのセンターを設立し、ホスト国の農業技術レベルと食糧生産能力を引き上げ、ホスト国における農産物の供給を増加させることができる。中国が責任ある大国としてのイメージを確立することができれば、中国に豊富な外交と政治的利益がもたらされ、中国は国際的影響力を強めることができる。特に、アフリカ農業への投資は、耕地の占有又は「新植民地主義」の助長であるとの偏見を払しょくすることにもなる。中国の発展のための平和的な国際環境を作ることにも貢献すべきである⁽²⁰⁾。

としている。

（２）食糧安全保障立法と政府食糧管理の強化・食糧の「品質の向上」

１）食糧安全保障立法に関する動き

食糧安全保障が重視される中、海外産食糧に目を向ける一方で、政府としては、まずは国内の食糧の管理体制の状況、則ち、集荷した食糧の内容や、その適切な管理、特に貯蔵食糧が適切に利用されており、損耗や毀損が生じていないのか等が問われるようになっている。

その一環として、食糧安全保障立法として、国家食糧・物資備蓄局を中心に「一法二条例」の準備進行中とされる。このうち、中核となるはずの「食糧安全保障法」は2021年末現在、まだ成立には至っていない。また、「食糧備蓄安全管理条例」は、現「中央備蓄糧管理条例」（2003年決定）に代わるものとして、備蓄に関する役割分担（中央政府、地方政府、民間）等を含む案文がパブリックコメントにかけられたが、まだ決定・公布されていない。

「二条例」の残りの一つである「食糧流通管理条例」については、党と政府の食糧管理の任務や買入業務の基本事項、管理食糧の貯蔵、品質確保、監督検査等の内容を盛り込み、2021年2月に公布され、同年4月に施行されている。

２）食糧品質の向上―「優良品質食糧プロジェクト「六大レベルアップ活動」

2021年6月に財政部と国家糧食・物資備蓄局の連名で発出された「優良品質食糧プロジェクトを深く掘り下げて実施する」ことについての政策意見⁽²¹⁾においては、「生産の確保（質を含め）だけでなく、買入段階、貯蔵段階、加工段階、販売段階の「五つの優良品質」を連動させるのだとしており、それにより「三つのチェーン」すなわち、食糧産業のチェーン、バリューチェーン、供給チェーンを連動させるのだとしている。

これを受けて、「六つのレベルアップ」活動が実施されることとされた⁽²²⁾。具体的には、① 食糧緑色（エコ、グリーン）貯蔵活動、② 品種・品質・ブランド（＝ブランド）レベルアップ活動、③ 食糧品質トレーサビリティレベルアップ活動、④ 食糧機械装備レベルアップ活動、⑤ 食糧緊急保障能力のレベルアップ活動、⑥ 食糧節約損耗減少健康消費レベルアップ活動の六つの活動からなる。

それぞれの「活動」の具体的な内容は、以下のとおりである。

① 食糧緑色（エコ、グリーン）貯蔵活動

高規格の食糧倉庫を建設し、食糧倉庫の気密性、保温遮熱等の機能を強化する。緑色食糧貯蔵技術を普及応用し、政府の貯蔵備蓄の全体をカバーする、情報測定コントロールシステムを整備し、多様なデータを整備し、最終の自動化と中長期の累積、浄化、防塵、倉庫の分類・クラス分け等により、倉庫配置の誤用で資源が浪費され、貯蔵保存の安全が損なわれることを回避する、等としている。（逆に見れば、これまで、かなり、深刻な事態が見られたということと推察される。）なお、2025年までの5年間に新たに整備する高規格食糧倉庫の貯蔵容量は2千万トンと報道されている。

② 品種・品質・ブランド（＝ブランド）レベルアップ活動

品種構成の改善、栽培の標準化により、豊富な優良品質産品が供給できるようにする。

また、食糧・食用油製品の品質を向上させ、「中国好糧油」ブランドを育て、PRに努め、販売営業を強化するとしている。(それだけ、これまで実需とのミスマッチが深刻だったものと推察される。)

③ 食糧品質トレーサビリティレベルアップ活動

食糧品質安全モニタリングプラットフォームを建設し、デジタル化のレベルを向上させる。第三者のモニタリングや、リスクのモニタリングを積極展開し、トレーサビリティの技術規範と管理制度を整備する等としている。

④ 食糧機械装備レベルアップ活動

優良品質食糧・食用油の加工装備水準の向上などを図るため、機械の研究開発、機械製造企業の技術のレベルアップ、食糧企業による応用研究開発の奨励等を図るとしている。

⑤ 食糧緊急保障能力レベルアップ活動

食糧緊急保障体系と「中国好糧油」活動・軍用食糧供給体系を融合発展させ、貯蔵能力を向上させ、適切な規模の食糧製品の備蓄体制を確立し、備蓄倉庫を新改築する等により、市街地から1時間、周辺都市から3時間、都市群から5時間で緊急的な食糧を保障できる圏域構成を実現するとしている。

⑥ 食糧節約損耗減少健康消費レベルアップ活動

食糧の買入れ、乾燥の徹底、貯蔵物流、加工利用、販売・消費等の各段階に着目し、食糧生産後の各段階における損耗の削減を全面的に推進し、食糧・食用油の循環利用・総合利用を強化し、食糧の損耗の削減を強化する法規・標準の体系を構築し、栄養健康技術の革新応用と製品の生産・消費を強化する等としている。

(3) 反食品浪費法の制定と節約運動の展開

1) 反食品浪費法の制定

2020年8月、習近平総書記の指示に基づきスタートした、外食における無駄、食べ残しを阻止するキャンペーンが2021年5月には、「反食品浪費法」として法制化され、「法治」の重視を掲げる政権の下で、一層組織的な浪費と食材ロスの削減が強力に進められるようになってきている。

「反食品浪費法」は、その法目的として、「食品の浪費を防止し、国の食糧安全を保障し、中華民族の伝統美德を発揚し、社会主義の核心となる価値観を実践し、資源を節約し、環境を保護し、経済社会の持続的な発展を促進する」(第1条)とされ、道德観や習近平政権の体制側の価値観を前面に押し立てつつ、同時に環境保護(低炭素化の実現)にも言及する形で、長期的な一大社会運動として進めていく政権の意思が強く表れている。

その上で、事業所、学校、家庭・個人に至るまで、事細かな行動規範を全32条にわたる法律の条文として盛り込み、食品の無駄をなくし、社会全体を規律し、党・国家体制主導で道德意識を称揚、国民を指導する社会運動としたい意識が強く表されているとみられる。

ただし、その背景には、米国等への不信感を踏まえた輸入の不安定化の事態の危険への国民意識の喚起の意味があると考えられ、決して平和的な問題提起ではないと考えられる。

第3表 「反食品浪費法」の主な内容

第1条	食品の浪費を防止し、国の食糧安全を保障し、中華民族の伝統美德を発揚し、社会主義の核心となる価値観を實踐し、資源を節約し、環境を保護し、経済社会の持続的な発展を促進するため、憲法に基づき、この法律を制定する。
第3条	国は節約を励行し、浪費に反対する。国は、多様な措置の実施、狙いを定めた施策実施、科学的管理、社会の共同自治を行うという原則を堅持し、技術的に可能で経済的に合理的な措置を講じて、食品の浪費を防止・減少する。国は、文明的で、健康的で、資源を節約し、環境を保護する消費方式を唱道し、適度に簡略化し、エコ（緑色）で低炭素の生活方式を提唱する。
	（第7条 外食サービス経営者の義務（従業員訓練、反食品浪費標識張り出しや従業員による説明等により消費者を誘導、小分けメニューの提供義務、食べ残さないよう消費者に奨励・食べ残しごみ処理費用の收受等）
	（第8条～第12条 事業所や学校の食堂、テイクアウト、旅行業、スーパー、市場の責務（内容は第7条と同様）
第13条	各レベル地方政府とその関係部門は、見栄を張った浪費に反対し、文明的で、節約・儉約を行う活動を奨励・推進し、浪費は恥ずべきこと・節約は荣誉あることという風を形成するための措置を講ずべきものとする。冠婚葬祭等・・・（後略）
第14条	個人は、文明的で健康で理性的で緑色（エコ）な消費の理念を樹立し、・・・合理的に注文し・・・（後略）
第15条	食品ロスの防止（国と食品事業者の責務）、第19～22条 事業者団体・社会組織・教育行政・マスメディアの責務）
第27～30条	罰則 事業者や個人が、事業者の浪費行為を発見したら通報できる。地方政府は、是正を求めた経営者が拒否した場合、飲食業：1千元以上1万元以下、食品製造業：5千元以上5万元以下の罰金に処すなど。 テレビ・ラジオやネットの番組提供者が、大食い、暴饮暴食等の食品浪費番組を制作、公開した場合、テレビ局等からは是正を求め、警告を発するものとし、これに対する拒否等が著しい場合、1万元以上10万元以下の罰金と、一時業務停止等。

資料：中華人民共和国反食品浪費法（2021年4月29日第13期全国人民代表大会常務委員会第28回会議で可決成立し、即日施行）

2）食糧節約活動方案

さらに、2021年11月には、中国共産党弁公庁と国務院弁公庁の連名で、「食糧節約活動方案」が発出された⁽²³⁾。「食糧—全産業チェーン」の各段階（農業生産：種子減損や機械収穫時の損耗の減少等、貯蔵：乾燥条件の改善や貯蔵施設整備等、さらに運送・加工・消費の各段階）で減損を節減していく任務の重要性に鑑み、上記の反食品浪費法を推進実施していくためのものとして、2025年までの5年間に、減損節減措置を確実・詳細なものにし、明確な効果を上げ、持続可能な国家食糧安全保障体系の確実な基礎を築くものとしている。

具体的内容は、以下のとおりとなっている。

① 農業生産段階

- a 主要食糧作物の種子利用を節約。生産量・生産効率が高く、抗病性に優れ、地域的適合性が広い品種の選定。種子減損防止に向けた機械の研究開発など。
- b 田畑における収穫損耗の減少。機械収穫時の損耗を減らす技術指導、スマート緑色高効率機械の普及応用、農民の訓練育成など。

② 食糧貯蔵段階

- a 食糧の収穫後の乾燥条件の改善。乾燥施設を農業機械新製品補助の試験実施へ組み込み。新型農業経営体、食糧産業、食糧生産後サービスセンター等が農家に食糧乾燥サービスを提供するよう奨励など。
- b 農家の科学的な食糧貯蔵を支援誘導。技術訓練とサービスの強化。徐々に「地面貯蔵」問題を解決など。
- c 貯蔵施設の整備の推進。老朽倉庫のレベルアップ、貯蔵における情報化の推進など。

③ 食糧運送段階

- a 運送インフラ・装備の整備。鉄道専用線、専用ふ頭、集荷中継施設など。
- b 農村食糧物流サービスネットワーク整備。農村の道路や、交通運輸ネットワーク整備

等。

- c 物流標準化モデルの展開。規範化、標準化、情報化した集散運搬サービス体系発展など。

④ 食糧加工段階

- a 食糧・食用油の加工転化率の向上。加工標準の見直し、消費者の過度の精白志向の改善、デジタル化水準の向上、食品加工配送の刷新、セントラルキッチン化やコールドチェーンの整備等。
- b 飼料用食糧の減量代替の強化。豚や鶏の飼料をトウモロコシや大豆粕から雑穀、雑かす、食糧加工副産物等に転換。国の飼料原料栄養価データベースの整備、飼料企業の多元化配合構造の確立等。
- c 食糧資源の総合利用の強化。米ぬか、ふすま、胚芽、油粕等の食糧食用油加工副産物の有効利用など。

⑤ 外食消費段階の浪費抑制

- a 外食事業経営行為の管理強化。業界の反食品浪費制度を整備し、業界標準、サービス規範を整備。事業者が進んで消費者に適量の注文を勧め、小分けしたおかず・ご飯を提供など。
- b 組織内の食堂に対する反食品浪費管理責任の実行。食品買入れ、貯蔵、加工の動態管理を強化し、少油少塩等の健康的飲食方式を推進し、食品浪費防止措置を制定する。予約により食事を取る、適量を配膳する、反食品浪費業務の効果の評価や通報、検査等により、浪費行為を是正する。
- c 公務活動における食事の節約強化。接待、会議、研修等における食事の管理を強化。
- d 学校における外食の節約管理の長期的な仕組みづくり。小中学校等における集団給食制度の実施。家庭と学校の協力により浪費を根絶した良好な飲食習慣を育成など。
- e 家庭と個人の食品浪費の減少。家庭における科学的な日常食計画、少分量、多様化、栄養を組み合わせた調理方式の採用の提唱等。
- f 調理残さの資源化利用推進。ごみの減量、残さの資源化利用・無害化処理、分類収集の実施、飼料化利用等。

⑥ 食糧節約損耗減少に係る科学技術の革新の推進

⑦ 食糧節約損耗減少に係る PR と教育指導の強化

5. 郷村振興促進法の制定と郷村政策の新展開

(1) 郷村振興促進法の制定

- (i) 2021年4月、郷村振興促進法が、全国人民代表大会常務委員会を通過して成立し、同年6月1日から施行された。

全国人民代表大会法制業務委員会の王瑞賀・経済法室主任は、この法律が、①「三農」（農業・農村・農民）業務遂行のポイントである郷村振興戦略の全面実施を担保するものであること、②中国の特色ある法治に向けて「三農」法律体系を完備させ、「中国の夢の

実現」につながるものであること、③「農業農村の優先的な発展を堅持し、都市と農村の融合発展を堅持する」ものであること、④「農民の主体的な地位の保護と農民の意向の尊重と農民の合法的な権利・利益の保障」を貫徹させ、農民の根本的利益を保護することにより、「真に農民を郷村振興の参画者・支持者・受益者とさせる」ものであること等、その立法の意義を強調している。

ここで、②に関しては、あらゆる社会分野に中国式の「法治の保障」を提供する一環として、「三農」の法治の実践を総括し、中国の特色ある「三農」法律体系を完備・発展させるための重要な成果」とし、これが、「農業の全面的なグレードアップ、農村の全面的な進歩、農民の全面的な発展」、さらには、社会主義現代化国家の全面的な建設、中華民族の偉大な復興という「中国の夢の実現」にとって、重要な意義を有するとしている。

一方、（本法の施行を受けた）運動論として、広範な農民の積極性・主体性・創造性を結集し、広範な農民の素晴らしい生活に対する熱望を郷村振興推進の原動力に変えていくのだとし、広範な農民の根本的な利益の保護と、広範な農民がともに豊かになることの促進をスタート・ゴールとし、人民が中心であるという思想を堅持するとともに、農民の主体的な地位を堅持していくものであるとしている。

また、郷村のガバナンスの面では、農村の末端における「大衆自治制度」を明確に整え、村民委員会の民主的な政策決定メカニズムと村の事務公開制度等を完備させ、特に、郷村建設の面で、農村の住居建設管理の強化（耕地を違法に占有し家屋を建設すること等を厳格に禁止）の基礎となるとともに、都市との統一性の取れた社会保障制度など、基本的な郷村公共サービスの均等化の実現を求めるものであるとしている⁽²⁴⁾。

（ii）唐仁健・農業農村部長は、「『貧困脱却攻略』が全面完成した今、三農業務の重心は、「郷村振興の全面推進」へと歴史的な方向転換を図るのであり、この特別な時点で、郷村振興促進法が決定したことは非常に時宜を得ており、重大な意義を持つ」と位置付けている。

また、郷村振興促進法の意義は、「①郷村振興戦略実施の法治上の礎石となり、②郷村振興戦略を実施する上での法治上の保障となり、③郷村振興戦略を実施するための法治上の便利なツールになる」ことであるとするとともに、この法律の精神を農業農村業務の各方面、全過程に貫徹・定着させていくに当たっての重点は、

- a 農民収入を増加させ、農民生活水準を向上させ、農村文明のレベルを向上させることを核心に置き、法律の実施を通じて、郷村の産業・人材・文化・生態環境・組織という「五大振興」を促進していくこと
- b 農産品の供給安全保障、農村生態環境の障壁の保護、中国農村の優秀な伝統文化の伝承という「三大歴史的任務」を巡り、法律の実施を通じて農業の多面的機能の開拓発展、郷村の多元的な価値の向上を促進していくこと
- c 農村の社会主義精神文明の建設を巡り、農民の主体的地位というキーポイントを堅持し、法律の実施を通じて、資質の高い新型農民の育成を促進し、農民の合法的権利利益を保障・維持していくこと

であるとしている⁽²⁵⁾。

第4表 「郷村振興促進法」の主な内容

第1章 総則 ・目的 郷村振興戦略を全面的に実施し、農業の全面的なグレードアップを促進し、農村を全面的に進歩させ、農民を全面的に発展させ、また、農業農村の現代化を加速させ、全面的に社会主義現代化国家を建設するために、この法律を制定する。(第1条) ・法律の適用 郷村振興戦略の全面的な実施、郷村の産業振興・人材振興・文化振興・生態振興・組織振興の促進、都市と郷村の融合発展の推進等の活動に、この法律を適用する。(第2条) ・郷村の定義 本法で郷村とは、都市の既成街区以外の、自然・社会・経済の面での特徴と生産・生活・生態・文化等の多面的な機能を有する地域総合体であり、郷・鎮と村落等⁽²⁶⁾を含む。(第2条) ・郷村振興の基本 郷村振興の促進は、産業が盛んであること、生態環境が居住に適していること、村らしい文明が開けていること、効果的に統治されていること、生活が富裕であることというトータルのニーズに照らし、農村の経済づくり、政治づくり、文化づくり、社会づくり、生態文明づくり及び党の建設の調和をとって推進するとともに、郷村の農産物供給と食糧安全保障、生態環境の保護、中華民族の優秀な伝統文化の伝承発展等の面での特有の機能を十分に発揮させるべきである。(第3条) ・郷村振興の原則 郷村振興戦略の全面的な実施は、中国共産党の指導を堅持し、イノベーション・協調・グリーン・開放・分かち合いの新発展理念を貫徹し、中国の特色ある社会主義郷村振興の道を行き、共同富裕を促進し、以下の原則に従わなければならない。(第4条) (1) 農業農村の優先発展を堅持するものとする。すなわち、幹部の配備において優先的に考慮し、要素配置において優先的に満たし、資金投入において優先的に保障し、公共サービスにおいて優先的に案配する。 (2) 農民の主体的な地位を堅持するものとする。すなわち、農民の意向を十分に尊重し、農民の民主的な権利とその他の合法的な権利利益を保障し、農民の積極性・主体性・創造性を結集し、農民の根本的な利益を保護する。 (3) 人と自然が調和共生することを堅持するものとする。すなわち、山水林田湖草砂の系統立った整備を統一的に案配し、緑色発展を促進し、生態文明の建設を推進する。 (4) 改革・イノベーションを堅持するものとする。すなわち、市場が資源配置を決定するという作用を十分に発揮させ、政府の働きをよりよく発揮させ、農業の供給側構造の改革と質の高い発展を推進し、郷村社会の生産力を絶えず解放・発展し、農村の発展活力を呼び起こす。 (5) 地域各地の状況に合わせた措置をとり、規画を先行させ、順序立てて少しずつ進めることを堅持するものとする。すなわち、村落の発展規律に合わせ、郷村の歴史文化・発展の現状・地理的条件、資源の賦存状況、産業基礎分類の推進に基づくものとする。 ・家庭請負制度と集団所有経済 国は、家庭請負経営を基礎とする、集団経営と分散経営が結びついた二層経営体制を強固で完全なものにするとともに、壮大な農村集団所有経済を発展させる。(第5条) ・都市と農村の融合発展 国は、健全で都市と郷村が融合発展する体制メカニズムと政策体系を打ち立て、都市と農村の要素の秩序ある流動化と、平等な交換と、公共資源のバランスの取れた配置を推進し、工業が農業を補い、都市が農村をリードすることを堅持し、工業と農業が総合に推進しあい、都市と農村が相互に補完し、協調して発展し、ともに反映する新型工農都市郷村関係の形成を推進する。(第6条) ・郷村文化 国は、社会主義の革新的価値観を導きとすることを堅持し、民族精神と時代精神を大いに称揚し、郷村の優秀な伝統文化の保護と公共文化サービス体系の建設を強化し、郷村文化を反映・発展させる。 毎年旧暦秋分の日を中国農民豊作記念日とする。(第7条) ・食糧安全保障 国は、自らの主体性を守り、国内に立脚し、生産能力を確保し、適度に輸入し、科学技術を支えとする食糧安全保障戦略を実施し、土地に食糧を蓄え、技術に食糧を蓄えることを堅持し、不断に食糧総合生産能力を向上させる施策を講じ、国家食糧安全産業ベルトを建設し、食糧加工・流通・備蓄体系を完備し、穀物の基本自給・食用食糧の絶対的安全保障・国の食糧の安全保障を確保する。 国は、食糧の加工・貯蔵・輸送の基準を完備し、食糧の加工仕向け率と利用率を向上させ、食糧の節約と減耗縮減を推進する。(第8条) ・郷村振興業務メカニズム 国は、中央が統一的に企画手配し、省が総合責任を負い、市と県と郷が掌握実行する郷村振興業務メカニズムを樹立整備する。 各レベルの人民政府は、郷村振興促進業務を国民経済・社会発展規画に組み込むとともに、郷村振興審査評価制度、業務年度報告制度及び監督検査制度を確立する。(第9条) 国务院の農業農村主管部門は、全国郷村振興促進業務の統一案配・調整、マクロ指導及び監督検査の責任を有する。国务院のその他の関係部門は、各自の職責の範囲で関連する郷村振興促進業務の責任を有する。 県レベル以上の地方人民政府の農業農村主管部門は、その行政区域内の郷村振興促進業務の統一案配・調整、指導及び監督検査の責任を有する。県レベル以上の地方人民政府その他の関連部門は、各自の職責の範囲で郷村振興促進業務の責任を有する。(第10条) (第2章産業発展、第3章人材の支え、第4章文化の繁栄、第5章生態の保護、第6章組織の建設、第7章都市と郷村の融合、第8章補助措置、第9章監督検査(略)) ・施行日 第10章 附則「この法律は2021年6月1日から施行」(第74条)

資料：中華人民共和國郷村振興促進法 2021年4月29日第13期全国人民代表大会常務委員会第28次会議可決成立

(iii) また、同部の王楽君・法規司長は、この法律を定着実施していく上では、農業農村現代化第14次五か年規画の下での農業農村分野の規画（「“十四五”農業農村現代化推進規画」、3(2)4参照）をこの法律と結びつける形で制定し、政策のトップレベルの設計・セットとなる制度の確立・各任務の詳細な実体化を進めるとともに、今回法定化された「豊作記念日」（秋分の日に実施）を通じたPRと郷村振興の良好な雰囲気づくりを図り、また各レベルの地方政府の五か年計画の中に郷村振興促進業務を組み込み、郷村振興業務に関する人事考査評価、年度ごとの業務報告、業務推進の監督検査制度の確立等を図るべきであるとしている⁽²⁴⁾。

（2）農村居住環境整備昇級五か年活動方案

- (i) 「郷村振興促進法」の枠組みが、ほぼ「三農」全体をカバーする広がりを持ってしまっているためか、前年までの「脱貧困対策」を別とすれば、法律に盛り込まれた枠組みの全体を具体的な計画に落とし込むのは困難となっていると考えられ、農村の人々、さらには国民全体にとって、具体的な施策として説明しやすいものは、やはり、従来どおり「農村の居住環境の整備」ということにならざるを得ないと考えられる。
- (ii) このため、上位レベルの「五か年規画」とは別に、これについて特記した高いレベルの計画として、2021年11月、中国共産党中央と国務院弁公庁の連名で、「農村居住環境整備昇級五か年活動方案」⁽²⁷⁾が公表されている。

内容は、①農村トイレ革命の徹底推進、②農村生活污水の処理推進の加速化、③農村生活ごみの処理水準の全面的レベルアップ、④村の「顔立ち」の総合的レベルアップ（具体的には、農村水系の改修や水質改善、村落の緑化・公共照明・環境衛生の確保、農村公共活動場所整備等、伝統文化・地域色の発揮等）、⑤長期的に管理保全できる仕組みづくり、⑥農民の主体的な役割の発揮、⑦政策的支援の強化、⑧組織的指導の強化となっている。

- (iii) 2035年に基本的に「農業農村現代化」（＝農村が基本的な現代的生活条件を備え、各地域の実情に合った、科学的で、量より質を、進度より実効性を、速さでなく良さを求める、農民のために整備する、住みよく仕事のしやすい美しい郷土づくり）を実現させるために、2025年までには、居住環境を顕著に改善し、エコで住みよい美しい郷村建設に向けた新たな進歩を達成するのだとしている。

- (iv) 具体的な進め方としては、総体としてレベルアップさせて邁進し、浙江省で先行して進められてきた「千の村をモデル化し、万の村を整備する」プロジェクトの経験を参考に、農村トイレ革命、生活污水・ごみの処理、「村の容貌」の整備向上、長期的に管理できる仕組みの樹立・整備に重点を置いて進めるとしている。

その際、まず、「農民の満足が基準だ」と繰り返し強調されており、従来、末端に行くほど実績作りを優先し、拙速さが目立ったこと、また、「長期的な効用」や「農民の積極性の喚起、農民の意向の尊重、そして農民が自ら農村の居住環境を改善する内省的な原動力を生み出す」ことが強調されている点は、例えばトイレについて、数を揃えたものの排水施設等が追いつかず機能が持続していない例も多いこと、農村振興への原動力となる

に至らず、物的整備に終始してしまっていることなども反映しているものとみられる。

なお、計画公表に際して劉煥鑫・国家郷村振興局長が行った記者発表でも、記者から「農村の居住環境の整備」という「小さな切り口」から入って、どうやって郷村振興の「大戦略」へ結びつけるのかと問われ、同局長は、「農村の居住環境の整備は、一項目の作業のように見えるが、実は全体をけん引する重大な民生プロジェクトなのだ」と答えている。

具体的には、① 農村の居住環境の整備を通じて、「郷村の住みよさ・仕事のしやすさの実現」という農業農村現代化の一大目標が実現すること、「緑色化」を基本色として広範な農民に良好な生産生活環境を提供することができること、② それが、多くの人材のUIターンと革新起業をひき付け、農民の近傍における就業や起業を促進し、郷村の人気を高めるとともに、生態環境という農村の優位性を持つ財産を掘り下げて旅行業、休暇体験等のそれ自体を売り物にした産業発展の余地、経済的なメリットを生み出すこと、③ 生活の質だけでなく精神的な「顔」となることで、郷村の美しさが農民の内なる力をかき立て、それを原動力にして文明的な郷村風土を培い育むことができること、④ 環境が美しくなることは、幹部の意識を変え、住民の参加意識を喚起し、幹部と住民の関係を良好にし、郷村の統治水準を向上させること、⑤そして、農民・農村の「共同富裕」の促進という党・政府の最大の眼目に向けては、「良好な生態環境」は最も公平な公共的な製品であって、最もあまねく享受できる民生福祉であり、農村のインフラと公共サービスの水準の引き上げは、農民大衆の「獲得感と幸福感を強め」、「農業農村の現代化の推進を加速する」のだとしている⁽²⁸⁾。

注(1) 具体的には、①貧困への逆戻りを防止するための動態の監視測定と扶助のメカニズムを確立し、貧困への逆戻りや貧困化しそうな人口を速やかに発見し、速やかに扶助し、大規模な貧困への逆戻りを防止する最低線をしっかり守ること、②大型中型の移住後の定住区に重点を置いて、「移住後継続扶助業務」をしっかりと行い、引き続き就業・産業支援への助力を強め、定住区へのインフラの配備、「産業パーク」の一連の設備、公共サービス施設を万全に整えるとともに、地域の自治能力をしっかりと向上させ、また、貧困扶助プロジェクトの資産管理・監督を強化している。

(2) 具体的には、①特色ある栽培・養殖（畜産・水産）のレベルアップ活動を実施し、農産品の生産・販売マッチング活動を広範に展開し、「消費による扶助」（＝「消費して支援しよう」）の展開を深化させる、②組織的な労務移出（出稼ぎ・農民工）業務を継続的にしっかりと行う、③公益的職種を活用して、条件に適合した就業困難人口に就業援助を行う、④農業農村インフラ建設の分野で直接雇用による支援を普及させ、より多くの貧困脱却人口や低収入人口を地域内や近傍地域における就業で吸収する、⑤貧困脱却地区で一連の地域的又は広域的な重要大型インフラ事業を重点的に実施する、⑥貧困脱却県に対する郷村振興支援をより強める、⑦西部地域において、貧困脱却県の中から「郷村振興重点支援県」を確定し、集中的な支援を行うとともに、地域レベルで自主的にそれ以外の「重点支援県」を選択することも支援する、その他、東部・西部地域間の協力・「一対一支援」や、社会（企業、団体）の力を支援に参画させるメカニズムを堅持し、万全なものにしている。

(3) かなり急激に「種苗の重視」にかじが切られたことにより、国内では、かえって「（種子・品種の輸入が途絶するなどの）大きな危機が迫っているのではないか」と危惧する声が出ていた模様であり、唐部長は、これを打ち消し、「外資企業が中国の種子市場に占めるシェア（額）は3%前後であり、輸入種子の全国種子使用量に占める比率はたった0.1%」と述べる一方で、水稻、小麦はまずまずだが、トウモロコシ、大豆の単位面積当たり収量が世界先進水準の6割前後、豚の飼料を肉に転化する効率や、乳牛の乳量で世界先進水準に8割前後と大きな開きがあるほか、トマトやピーマン、ブロイラー等は、輸入種依存度が高いとしている。その上で、農業競争力の向上に向けて、重要農産品の品種を自らコントロールする能力を確保していかなければならないとし、科学技術分野の自主革新の方向で「習近平総書記の問題提起」に沿い、今後10年で重大な突破を実現するとの理念を述べている。

（2021年3月5日全国人民代表大会「部長ぶら下がり会見」における唐仁健農業農村部長発言、http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202103/t20210305_6363023.htm）

(4) 2021年7月9日新華社「習近平主席召開中央全面新華改革委員會會議：統籌指導構建新發展格局 推進種業振興」、http://www.gov.cn/xinwen/2021-07/09/content_5623856.htm（2022年1月25日参照）

(5) 2021年8月12日農業農村部新聞弁公室「国家發展改革委農業農村部聯合印發規画部署「十四五」現代種業提昇工程建設工作」、http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202108/t20210812_6374010.htm（2022年1月25日参照）

- (6) 2021年11月4日農業農村部記者会見, http://www.moa.gov.cn/hd/zbft_news/zyncpsc/ (2022年1月27日参照)
- (7) 2021年7月28日新華社「國務院部署多項措施確保生豬供應和價格穩定」, http://www.gov.cn/zhengce/2021-07/28/content_5628056.htm (2022年1月25日参照)
- (8) 2021年8月6日「農業農村部国家發展改革委財政部生態環境部商務部銀保監会關於促進生豚產業持續健康發展的意見」, http://www.moa.gov.cn/govpublic/xmsyj/202108/t20210806_6373631.htm (2022年1月25日参照)
- (9) 2021年9月23日「農業農村部關於印發「生豚產能調控實施方案（暫行）」的通知」, http://www.moa.gov.cn/govpublic/xmsyj/202109/t20210923_6377327.htm (2022年1月25日参照)
- (10) 農業農村部(2021)では、2025年の生産量を3.05億トン、輸入量は620万トンと見込んでいる。
- (11) 2022年1月17日、農業農村部黨組織會議における唐仁健農業農村部長發言, http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202201/t20220117_6387076.htm (2022年1月25日参照)
- (12) 2021年12月14日「農業農村部關於印發「十四五」全國畜牧獸醫行業發展規畫」的通知」, http://www.moa.gov.cn/govpublic/xmsyj/202112/t20211220_6385081.htm (2022年1月25日参照)
- (13) 2025年の生産目標が、豚肉は5,500万トンだが、(農業農村部(2021))が見込んでいた5,772万トン(輸入量は130万トンまで縮減)よりかなり小さい。家さん肉は、2021年が2200万トンに対し、目標は2,200万トン、牛肉は、698万トンに対し680万トン、羊肉は514万トンに対し500万トンと各々縮小(或いは「控えめ」)目標となっている。
- (14) 2022年3月の全國人民代表大會期間において、習近平中國共產黨總書記が、全國政治協商會議の農業界代表委員等の分科会(3月6日)に出席し、「大食物觀」(樹立の必要性)と名付けて提起したことにより、陳主任の命名とは名称を変えて、党・中央政府公認の政策理念となった。
- (15) 2020年9月27日「國務院辦公廳關於促進畜牧業高質量發展的意見」, http://www.gov.cn/zhengce/content/2020/09/27/content_5547612.htm (2022年5月18日参照)
- (16) 近年、大豆輸入は主にブラジル、米国、アルゼンチンから、トウモロコシは、主に、ウクライナ、米国、ラオスから(最近ロシア、ブルガリアからの輸入もかなり増加)、小麦は、米国、豪州及びカナダから、コメは、主に、ベトナム、タイから(カンボジア、パキスタン、ミャンマー、ラオス等も増加)となっているとする。
- (17) 当時から盛んに実施されていた「海外投資の引き込み戦略」(「引進來」)の対語として登場した言葉。この当時の主眼は、まずは、WTO加入後の農産物の対外競争力の低下の中で、競争力のある農産品をいかに海外に売り込むかという観点からの、輸出拠点づくりや輸出保険等の中國產農産物の対外輸出促進と一体のものとして考えられており、この戦略を提起した2007年の一号文件における一章のタイトルが「農産品の輸出入のコントロールの強化」であり、輸出促進をうたう一方で、穀物等の農産品の輸入については、「農民の利益を保護するために、國內生産と市場を安定させる」との防衛的色彩の強い文言が挿入されており、明らかに、特に、國內農業へのブーメラン効果を避けつつ、当該国の國內や第三国市場を主眼とするものであったことから、意図的に「輸入戦略」は避けられていた面もあったと考えられる。
- (18) 小麦が、純輸入に転換したのが2009年、トウモロコシが2010年。
- (19) ここでは、明示されていないが、相手国の國內政治上のリスクも大きいのではないかと考えられる。
- (20) なお、この場合の進出先として狙うべき重点地域としては、次の4地域類型とされている。
 - ① 周辺国 特にロシア極東地域、中央アジア、ラオス、カンボジア 耕地1億3,400万ヘクタール 約4分の1は遊休地のまま。
 - ② 南米のブラジル、アルゼンチンなどの農業資源・生産大国 中國の重要な海外植物油、トウモロコシの供給拠点として發展させてゆく。
 - ③ アフリカ南部の土地資源大国 既有8億1,000万ヘクタールに加え、2億1,000万ヘクタールの耕地開發が行われたが、既有耕地のうち実際に利用された土地はわずか4分の1。
 - ④ 北米、欧州、豪州などの先進国 農業の大手多国籍企業が集まっており、中國企業によるこれら外国の農業会社の株所有を奨励し、適当な時期に買収を行う。
- (21) 2021年6月18日財政部国家糧食和物資儲備局「關於深入推進優質糧食工程的意見」, http://www.lswz.gov.cn/html/zcfb/2021-06/28/content_266427.shtml (2022年1月25日参照)
- (22) 2021年11月13日国家糧食和物資儲備局「關於印發優質糧食工程「六大提昇行動」方案的通知」, http://www.lswz.gov.cn/html/zcfb/2021-11/17/content_268266.shtml (2022年1月25日参照)
- (23) 2021年11月3日新華社「中國共產黨中央辦公廳、國務院辦公廳印發「糧食節約行動方案」」, http://www.moa.gov.cn/gk/zcfg/xzfg/202111/t20211103_6381159.htm (2022年1月25日参照)
- (24) 2021年4月30日新華社「鄉村振興促進法通過！法律如何為鄉村振興保駕護航？」, http://www.gov.cn/zhengce/2021-04/30/content_5604271.htm (2022年1月25日参照)
- (25) 2021年6月1日農業農村部「唐仁健發表署名文章：鄉村振興法治先行」, http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202106/t20210601_6368827.htm (2022年1月25日参照)
- (26) 中國の地方行政は、省(台灣を除くと22)・直轄市(北京・上海・天津・重慶)・自治區(內モンゴル・新疆ウイグル・寧夏回族・チベット・広西チワン族)の下に地級市、その下におおむね県級市と、県と、市管轄下の区のいずれかが置かれ、その下の末端地方行政機構が郷・鎮となる。郷と鎮の明確を区分する明確な基準はないが、おおむね人口規模の比較的大きいものが鎮、小さいものが郷とされている。
 なお、注(2)で説明した「行政村」は、規模的な位置付けは、郷・鎮の下での最末端の実質的な行政サービス自治組織といえるが、かつてほぼ郷・鎮の規模感で設置されていた「人民公社」の内部組織として置かれていた「生産大隊」の規模にほぼ相当し、行政機構とはされていない。
 また、「村落」は、中國語原文の「村庄」を筆者が意識したものであるが、我が国の「農山漁村集落」のイメージとほぼ重なるものと理解される。
- (27) 2021年12月7日新華社「農村人居環境整治提昇五年行動方案(2021-2025年)」, http://www.moa.gov.cn/gk/zcfg/qnhnzc/202112/t20211207_6383987.htm (2022年1月25日参照)

(28) 2021年12月6日劉煥鑫・国家郷村振興局長が国务院新聞弁公室において実施した記者発表,
<http://www.socio.gov.cn/xwfbh/xwbfbh/wqfbh/44687/47532/index.htm> (2022年1月25日参照)

[引用文献]

【日本語文献】

韓俊・金三林・伍振軍 (2020) 「中国農業における海外進出戦略と政策」, 韓俊編著, 安同信訳『中国における食糧安全と農業の海外進出戦略研究』晃洋書房: 476-485
百崎賢之 (2021a) 「第5章 中国—「ややゆとりのある社会」完成目標の年に中国の食と農が直面した内外諸問題—」農林水産政策研究所『プロジェクト研究 [主要国農業政策・貿易政策] 研究資料 第6号 令和2年度カントリーレポート: タイ, ベトナム, インドネシア, 韓国, 中国』: 13-17.
百崎賢之 (2021b) 「世界の農業・農政 中国の食糧需給と「食の安全保障」」『農林水産政策研究所レビュー』101: 6-7.

【外国語文献】

海関総署 (2022) 「2021年12月進口主要商品量値表 (人民幣值)」, <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/zfxxgk/2799825/302274/302277/302276/4127373/index.html> (2022年1月28日参照)
国家統計局 (2021) 「国家統計局關於2021年糧食產量数据的公告」,
http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/202112/t20211206_1825058.html (2022年1月24日参照)
国家統計局 (2022) 「2021年国民經濟持續恢復發展預期目標較好完成」, http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/202201/t20220117_1826404.html (2022年1月24日参照)
趙霞・陶亜萍・胡迪 (2021) 「糧食安全視角下我国糧食產業國際競爭力的提昇路径」『農業經濟問題』2021年第5期: 107-119
陳錫文 (2021a) 「切实保障国家食物供給安全」『農業經濟問題』2021年第6期: 4-7
陳錫文 (2021b) 「高度重視我国食物供給風險問題」『農民日報』2021年10月30日
農業農村部 (2018) 『中国農業展望報告 (2018-2027)』中国農業科学技術出版社
農業農村部 (2019) 『中国農業展望報告 (2019-2028)』中国農業科学技術出版社
農業農村部 (2020) 『中国農業展望報告 (2020-2029)』中国農業科学技術出版社
農業農村部 (2021) 『中国農業展望報告 (2021-2030)』中国農業科学技術出版社